

子どもの権利を 知っていますか？

子どもの権利相談窓口

◎電話相談

☎ 011-372-6200 (専用)

受付時間：月～金 9:30～16:00



◎メール相談

jkenri@city.kitahiroshima.lg.jp

- ★24 時間受け付けています。
- ★メッセージは必ず読んで、お返事します。
- ★メールアドレスは QR コードリーダーで読み取れます。

◎巡回子どもの権利相談

- ♥相談員が巡回して相談を受けます。
- ♥予約は不要です。
- ♥市の広報やHPで、開催場所（児童センター、子育て支援センターなど）・開催日時がわかります。

〒061-1192

北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市役所 2 階

子育て支援部 子ども家庭課

☎ 011-372-3311 (内 2213)



中学生も高校生も
4つの権利を
もっています

子どもの権利条例では、守られるべき子どもの権利を、大きく4つに分けて定めています。また、自分の権利と同じように、他の人の権利も大切であることを規定しています。



子どもたちが
夢と希望をもって
幸せに暮らせるように

✿
北広島市には
子どもの権利条例
があります



ひとりで
なやまないで



北広島市
子どもの権利キャラクター
けんりー子

中高生のみなさん



悩んでいませんか？
我慢していませんか？

- ◎友達とのつきあいが難しい
- ◎いじめにあっている
- ◎学校に行くのがつらい
- ◎話しても分ってもらえない
- ◎部活動が大変だ
- ◎家族のことで、困っている
- ◎暴力を受けている
- ◎不安や孤独を感じる…etc.

いつでも
相談してください



あなたの「大切にされる権利」を守るために



電話で



メールで



会って話して

- 秘密は、しっかり守ります。
- 相談は、匿名（名前を言わない）でも大丈夫です。
- プライバシーを尊重します。



相談
で



- あなたの話や気持ちを、ゆっくり聞きます。
- どうしたら解決するかをいっしょに考えます。

いじめや虐待などを
受けているときは

**救済委員会の
相談・調査・調整へ**

- 解決に役立つことや方法を助言し、支援します。
- 「救済の申し立て」をもとにして、**あなたの権利**を守るために、必要な活動を行います。
- あなたの代わりに、相手に気持ちや考えを伝えて、救済・解決をはかります。